

**労働条件通知書**  
**<保育補助・調理員>**

平成29年10月5日

\_\_\_\_\_ 殿

有限会社ステラTOKYO  
代表取締役 榎本吉宏

雇用形態	パートタイマー		
契約期間	期間の定めなし・期間の定めあり( 年 月 日～ 年 月 日)		
試用期間	労働開始から100時間に達する月末まで(休憩時間は含まず)		
従事すべき業務の内容	①児童福祉法に基づく認可外保育所(企業主導型保育所)における調理業務 児童福祉法に基づく認可外保育所(企業主導型保育所)における保育補佐業務 上記業務に従事する上で必要な会議、研修への参加		
始業及び終業の時刻	①8:00～16:00 ②9:00～18:00		
休憩時間	労働時間が6時間を超える場合は60分の休憩を付与する。		
休日	労働基準法に順ずる。各月1日を起算日とし、4週間に4日以上の日を付与する。 法定休日は契約時、定期シフト変更時などに変更することがある。		
休暇、休業などの扱い	各種法令に定められた要件に該当する場合、産前産後休業、育児休業、介護休業、子の看護休暇、有給休暇を付与する。ただし、要件に該当することを証明する書類の提示を求められた場合、提示しなければならない。		
賃金(時給)	基本給	時給1100円 法廷時間外の勤務は1時間当たり1100円と残業手当を支給する。	
	早番、遅番、土日祝日手当	下記に該当する曜日、祝日、時間の勤務に対し1時間ごとに下記手当を支給する。ただし、該当する時間に残業手当、休日手当、深夜手当が支給される場合は対象外とする。	
		平日午前9時以前、午後18時以降	50円(/1時間)
		土曜日9時から18時	100円(/1時間)
	残業手当	一月の労働が160～177時間を超える場合、160～177時間目以降の時給に残業手当を支給する。	250円(/1時間)
		時間外労働が限度時間(1か月45時間、1年360時間)を超えた場合、該当する時間に残業手当を支給する。	250円(/1時間)
	休日手当	法定休日に勤務させた場合、該当する日の勤務時間に休日手当を支給する。	350円(/1時間)
	深夜手当	22時から5時までの間に勤務した場合、該当する勤務時間に深夜手当を支給する。	250円(/1時間)
	支払方法	給料振込用口座として登録された口座への銀行振込	
	賃金の締切り	各月末日	
支払の時期	労働月の翌月25日		
退職に関する事項	解雇する場合、30日以上前に予告する。 自己退職の手続きは退職日の30日以上前に届け出る。		
その他	交通費別途支給	自宅から通勤先までの電車での最安値の交通費を支給する。(片道1000円まで)自転車、原付、徒歩の場合は電車賃の1/8を支給する。	
	社会保険	各種法令の条件を満たしたものを労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入させる。	